様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　第０４３０５０００６１８号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　兵庫県尼崎市東海岸町１番地の４
氏　　名　　浜田化学株式会社
　　代表取締役　岡野　嘉男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事　木　村　敬

許　可　の　年　月　日　　令和　４　年（２０２２年）１１月１１日

許可の有効年月日　　令和　９　年（２０２７年）１１月１０日

１．事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物を除く）	積替保管	※○：取り扱うもの　◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有産業廃棄物	自動車等破砕物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
燃え殻	－	－		－	○
汚泥	－	○		○	○
廃油	－	－		－	－
廃酸	－	－		－	○
廃アルカリ	－	－		－	○
廃プラスチック類	－	○		○	－
紙くず	－	－		－	－
木くず	－	－		－	－
繊維くず	－	－		－	－
動植物性残さ	－	－	－	－	－
動物系固形不要物	－	－		－	－
ゴムくず	－	－		－	－
金属くず	－	－		○	－
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	－	○		○	－
鉱さい	－	－		－	○
がれき類	－	○		－	－
動物のふん尿	－	－		－	－
動物の死体	－	－		－	－
ばいじん	－	－		－	○
政令第２条第１３号に規定する廃棄物	－	－		－	－

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ　　「無」

３．許可の条件
（１）　熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
（２）　熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

４．許可の更新又は変更の状況
（１）　令和４年（２０２２年）１１月１１日付けで新規許可
（２）　令和８年（２０２６年）４月２０日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：岡野　嘉市）

５．積替え許可の有無　　「無」

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　「無」

備考